

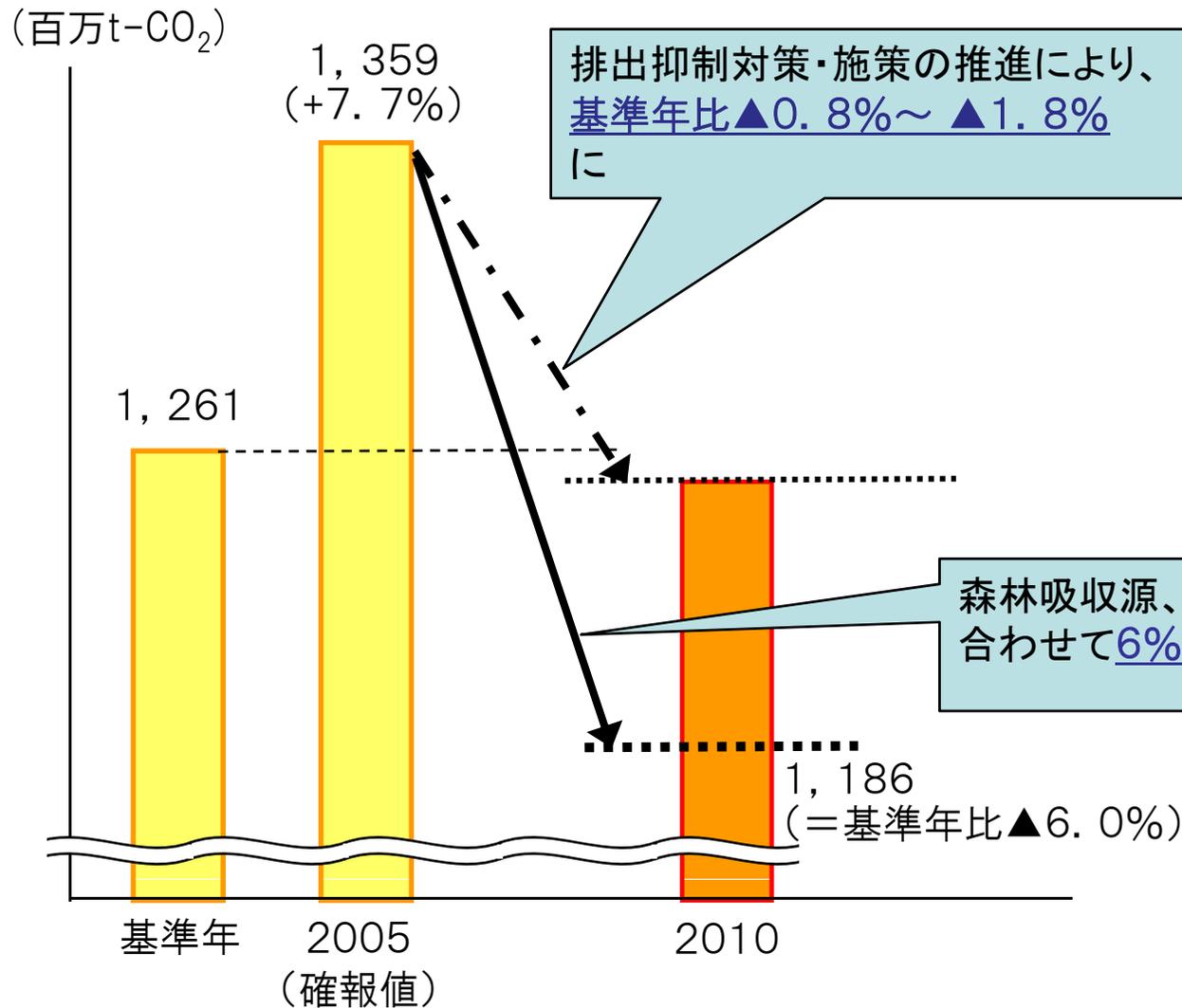
**改定・京都議定書目標達成計画を踏まえた
自主行動計画の評価・検証制度としての
フォローアップの今後の方針について**

平成20年6月

環境省

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日改定)の概要①

○2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



※本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200～3,600万t-CO₂の不足が見込まれるものの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれ、**京都議定書の6%目標は達成し得ると**された。

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日改定)の概要②

※上記最終報告より効果を算定(対策間の重複整理後)

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進……………約2,130万t-CO₂
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上……………約200万t-CO₂
- トップランナー機器等の対策……………約130万t-CO₂
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底……………約300万t-CO₂
- 自動車の燃費の改善……………約350万t-CO₂
- 中小企業の排出削減対策の推進……………約170万t-CO₂
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
……………約360万t-CO₂

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開……………約100万t-CO₂

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安(注)	
	百万t-CO ₂	基準年 総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076~1,089	<u>+1.3%~+2.3%</u>
産業部門	424~428	-4.6%~-4.3%
業務その他部門	208~210	+3.4%~+3.6%
家庭部門	138~141	+0.9%~+1.1%
運輸部門	240~243	+1.8%~+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	<u>-1.5%</u>
代替フロン等3ガス	31	<u>-1.6%</u>
温室効果ガス排出量	1,239~1,252	<u>-1.8%~-0.8%</u>

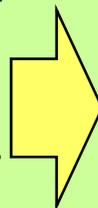
(注)排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるように目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

評価・検証制度①（全体のスケジュール）

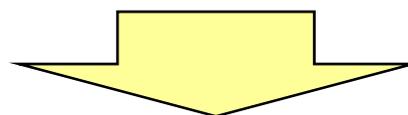
目標達成計画の進捗管理（京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日改定））

- ・毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- ・さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価



必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

自主行動計画の評価・検証制度としてのフォローアップ



自主行動計画については、各業種の前年度の実績が夏から秋にかけて把握されることから以下のようなスケジュールで実施。

- ・ 年内目途の点検 ; 可能な限り全ての業種の目標達成に向けた前年度実績を把握し、課題を抽出する。
- ・ 6月頃の点検 ; 年内目途の点検を踏まえ、課題を抽出された業種を中心に評価・点検を行う。

評価・検証制度②（環境省所管業種等のスケジュール）

環境省所管業種等の自主行動計画の今年度のフォローアップの予定

6月頃の点検

- ・ 6月24日 ; 中環審地球環境部会 自主行動計画フォローアップ専門委員会
- ・ 7月 3日 ; 中環審地球環境部会・産構審環境部会 合同会合
- ・ 7月目途 ; 地球温暖化対策推進本部

年内目途の点検

- ・ 11～12月 ; 中環審地球環境部会 自主行動計画フォローアップ専門委員会
- ・ 12月 ; 中環審地球環境部会・産構審環境部会 合同会合
- ・ 年内目途 ; 地球温暖化対策推進本部又は地球温暖化対策推進本部幹事会

評価・検証制度③(関係審議会にて定期的に実施)

－改定目標達成計画(平成20年3月28日)抜粋－

第3章 第2節 1. (1)① イ

A. 産業部門(製造事業者等)の取組

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、こうした自主行動計画の目標が達成されるべく、産業界がエネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善等の排出量を抑制する努力を進めていくことが極めて重要である。そのため、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性に委ねられるべきものであることを踏まえつつ、社会的要請に応える観点から、

- ① 計画を策定していない業種においては、新規に策定する
- ② 計画の目標が定性的である業界は、目標を定量化する
- ③ 計画については、政府による厳格な評価・検証を実施する
- ④ 既に現状が目標を超過している場合には、目標の引き上げを行う

とともに、日本経団連環境自主行動計画の目標が十分に達成され、また、個別業種が自らの自主的な目標達成に向けて積極的に取り組むことが奨励される。

政府としては、こうした自主行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会等による定期的なフォローアップの実行を進める。

自主行動計画の今後の課題①【更なる深掘り・拡大】

—改定目標達成計画(平成20年3月28日)抜粋—

◆ 政府による厳格な評価・検証を通じ、自主行動計画の拡大・強化を引き続き積極的に推進。

第3章 第2節 1. (1)① イ

A. 産業部門(製造事業者等)の取組

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

以下に掲げる業種については、関係各省庁は、今後速やかに、所管業種に対する以下の働きかけを強化する。

① 計画の新規策定

(ぱちんこ、ゲームセンター、証券、病院、大規模展示場)

② 定性的目標の定量化

(信用金庫、信用組合、外食)

③ 政府の厳格な評価・検証の実施

※2008年3月末時点で該当業種なし

④ 目標水準を現時点で超過している業種に係る目標引き上げ(※は原単位目標の業種)

(ビール酒造、たばこ製造、植物油※、精糖、食肉加工品※、即席食品※、醤油、自動車、鋳業※、石灰製造、染色、アルミ※、板硝子、ガラスびん、建設機械※、石灰石鋳業※、衛生設備機器、建設※、鉄道車輛※、百貨店※、DIY※、チェーンドラッグストア※、ホテル※、自動車整備、産業廃棄物処理、石油※、ガス、特定規模電気事業者※)

今後の課題② 【目標達成のための透明性の向上】

- ◆ 各業種を構成する企業間の責任分担の状況等に係る透明性の向上、2007年度に施行した温対法に基づく個別事業所の排出量データも活用した積極的な情報開示の促進、及び京都メカニズムクレジットの活用状況について可能な限り具体的な見通しの提示の促進。

改定目標達成計画(平成20年3月28日)抜粋

第3章 第2節 1. (1)① イ

A. 産業部門(製造事業者等)の取組

a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

政府における評価・検証は、上記①～④に加え、以下の観点を踏まえて行う。 (略)

◇ 目標達成の蓋然性をより向上するため、各業種を構成する企業間の責任分担の状況等について、確認・見直しを行うよう促す。 (略)

◇ 自主行動計画の参加事業所の二酸化炭素排出量について、地球温暖化対策推進法に基づく個別事業所の排出量データを活用し、先進的な取組事例を定量的に示すことも含め、更に積極的な情報開示を行うよう促す。

◇ 目標の未達幅を埋め合わせる今後の対策内容(京都メカニズムの活用を含む。)とその効果を、可能な限り定量的・具体的に示すよう促す。 そのうち、目標達成が困難となる場合に備えて京都メカニズムを活用する業種については、クレジットの取得量と取得時期について、可能な限り具体的な見通しを示すよう促すとともに、取得したクレジットを目標達成に活用する場合は、政府口座に無償で移転することとする。

(参考) 京都メカニズムクレジットの取得予定量 電気事業連合会 : 約1億2000万トン(2008~2012年度の5年間)
日本鉄鋼連盟 : 約 4400万トン(同上)

今後の課題③【総量目標の設定等】

- ◆原単位のみを目標としている業種に対し、CO2排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討することの働きかけていく。
- ◆業務・運輸部門の取組や、民生・運輸部門の排出削減への寄与について、製品のLCAの観点も踏まえた定量化も含め、可能な限り定量化を促進。

改定目標達成計画(平成20年3月28日)抜粋

第3章 第2節 1.(1)① イ

A. 産業部門(製造事業者等)の取組

(a)産業界における自主行動計画の推進・強化

- ◇ 京都議定書が温室効果ガス総排出量を目標としていることにもかんがみ、原単位のみを目標指標としている業種に対し、二酸化炭素排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討するよう促す。
- ◇ 産業界の業務・運輸部門における取組や、民生・運輸部門の排出削減への寄与については、製品のLCAの観点も踏まえた定量化も含め、可能な限り定量化を行うよう促す。

業務部門、運輸部門への拡大－改定目標達成計画(平成20年3月28日)抜粋－

第3章 第2節 1. (1)① イ

B. 業務その他部門の取組

オフィス等(店舗等サービス業を含む。)の業務部門の二酸化炭素排出量は、床面積の増大もあいまって1990年度比で4割以上増大しており、省エネルギー法によるエネルギー管理や自主行動計画の着実な実施等を通じて抑制を図ることとする。

オフィス等で使用される機器の効率向上・普及を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、世界最高水準のエネルギー効率を目指し、今後も一層の機器のエネルギー効率の向上を促進する。

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

(再掲:業務その他部門の業種)

2008年3月末時点で、業務部門においては、32業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

D. 運輸部門の取組

運輸部門における二酸化炭素排出量は1990年度比で約2割増大しているが、近年、運輸部門からの排出量は低下傾向にあり、これを一層着実なものとするため、自動車・道路交通対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など総合的な対策を推進する。

(d) 産業界における自主行動計画の推進・強化

(再掲:運輸部門の業種)

2008年3月末時点で、運輸部門においては、17業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

E. エネルギー転換部門の取組

エネルギー転換部門では、インフラ整備・改革に一定の時間を要するものの、早期に対策に着手し、二酸化炭素排出原単位の小さいエネルギー源を活用するとともに、エネルギーの安定供給を念頭に置きつつ化石燃料の環境調和型利用を図る等、供給の効率化を図っていく。

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

(再掲:エネルギー転換部門の業種)

2008年3月末時点で、エネルギー転換部門においては、4業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

【業務部門等への拡大】 2007年度 各省庁所管業種の進捗

- ◆産構審・中環審合同会合等も活用し、自主行動計画の拡大・強化を各省庁横断的な課題として推進。
- ◆政府全体で、①計画の新規策定：10業種、②定性的目標の定量化：13業種、
③政府による厳格な評価・検証の実施：9業種、④目標引き上げ：35業種について措置。

凡例

◎：既に行済済(計画の新規策定、目標引き上げ等を措置済み)の業種。
△：公開の審議会等の場で政府として確認すれば措置済みとされる業種。
×：未措置の業種。

	計画の新規策定	定性的目標の定量化	政府による厳格な評価・検証の実施	目標引き上げ
経産省	情報サービス◎ リース◎ 家電量販店◎ 特定規模電気事業者◎ 大規模展示場×		LPガス◎ 商社◎	化学◎ 石油◎ セメント◎ 建設機械◎ スーパーマーケット◎ コンビニエンスストア◎ 百貨店◎ 等全21業種
環境省	新聞◎ ペット小売◎ 産廃処理◎			
警察庁	ぱちんこ△ ゲームセンター×			
金融庁	証券△	生保◎ 損保◎ 信用金庫△ 信用組合△	銀行◎ 生保◎ 損保◎	
総務省		民放◎ NHK◎ 衛星放送◎ テレコムサービス◎ ケーブルテレビ◎ 電気通信事業◎		
財務省			ビール酒造◎ たばこ製造◎	
文科省	学校◎			
厚労省	病院×		製薬◎ 生協◎	
農水省	てんさい糖◎ コーヒー◎	外食△		精糖◎ 即席食品◎
国交省		倉庫◎ バス◎ タクシー◎ 舟艇◎ 港運◎		トラック◎ 住宅生産◎ タクシー◎ 民営鉄道◎ 等全12業種